

独立行政法人改革の状況について

現在の独立行政法人改革の主な経緯

平成25年

2月28日 独立行政法人に関する有識者懇談会 設置

6月5日 独立行政法人に関する有識者懇談会「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」公表 (別添1)

9月20日 独立行政法人改革等に関する分科会 設置 (別添2)

9月26日 同分科会ワーキンググループ 設置 (別添3)

10月8日 同ワーキンググループにおいて、勤労者退職金共済機構の事務・事業の見直し等を議論

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ
～行政改革推進会議での中間的整理のために～（抄）
（平成 25 年 6 月 5 日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）

1. 独立行政法人制度改革の基本的な方向性

制度発足後 10 年以上が経過し、今回、以下の方針のもと制度、組織の両面にわたる大胆な改革に速やかに取り組むべきである。

- ① 独立行政法人制度の本来の趣旨は、行政本体が企画立案部門、独立行政法人が実施部門をそれぞれ担うことである。この趣旨を踏まえ、行政本体においては企画立案業務に注力するとともに、実施部門である法人においては主務大臣が与えた目標のもと効率的かつ質の高い業務運営を貫徹させる。
- ② 各法人の長の差配のもと、自主性を発揮しながら、各法人の特性に応じて真に機動的、弾力的かつ効率的な業務運営を行えるようにする。このため、制度創設時に想定された PDCA サイクルの導入、説明責任の明確化、インセンティブの付与等の企業経営的手法が最大限機能するようにする。
- ③ 無駄の排除や効率的かつ迅速適正な自律的業務運営が必ずしも行われていなかった経緯を是正するため、自律的なマネジメントの一環として、効率化、適正化のインセンティブを内蔵させる。また、各主務大臣による適切なガバナンスの下、効率的かつ迅速適正な業務運営ができるようにする。
- ④ 適正な評価がなされず PDCA サイクルが必ずしも確立されていない実態を踏まえ、定量的な目標設定と簡素でより実効性の高い目標・評価制度を確立する。また、国民監視のもと適切な業務運営を行うため、より一層の情報公開を進めるものとする。
- ⑤ 各法人の組織については、主務大臣の下での政策上の使命にかんがみ、ゼロベースで見直しを行う。また、統廃合等の組織改編の際には「民でできることは民で」との視点を踏まえ、最適な組織運営を実現するものとする。各法人に期待される政策実施機能を最大限向上させ、適切なガバナンスを構築するため、各法人の事務・事業の特性を踏まえた規律を整備する。

2. 略

3. 各法人の事務・事業の特性を踏まえた法人の整理と類型化等について

「民でできることは民で」という基本的な考え方に立ち、組織を存続する必要がないものは廃止し、民営化が可能なものについては民営化を進める。その上で独立行政法人にふさわしい業務を実施する法人について各法人の事務・事業の特性や実態を踏まえた組織の在り方を見直すことが必要である。

また、各法人に期待される政策実施機能を最大限向上させるとともに、適正なガバナンスを構築させる観点から、各法人共通の規律を前提としつつ、各法人の事務・事業の特性を踏まえた制度を構築することが必要である。

このため、今後、以下の基本的考え方等に則り、法人の整理と類型化等を行うべきである。

(1) 法人形態の整理の基本的考え方

- 独立行政法人として存置するか否かは、独立行政法人制度の創設時に、行政改革会議最終報告書（H9. 12. 3）において整理された「独立行政法人の対象業務と設立の考え方」に従って判断することが適当である。

(参考)独立行政法人の対象業務と設立の考え方(行政改革会議最終報告書(H9. 12. 3)(抄))

◇事務・事業が以下の性質を有しているもの

- ・ 国民生活・社会経済の安定等の公共上の見地から、その確実な実施が必要とされること
- ・ 国が自ら主体となって直接実施する必要はないこと
- ・ 民間の主体に委ねた場合には必ず実施されるという保証がないか、又は公共的な事務・事業として独占して行わせることが必要なものであること

◇独立の組織とするに足るだけの業務量のまとまりがあること

- 上記の考え方に従い、法人の事務・事業について必要性が失われ法人として存置する必要のないものは廃止し、法人の事務・事業について国、民間、地方公共団体など他の主体で実施すべきものは合理化を行った上で他の主体に業務を移管することが適当である。
さらに、国の財政（とりわけ運営費交付金）への依存度が低い法人であって、事務・事業の特性上、独立行政法人通則法に規定する規律とは異なる国の関与のもとで事務・事業を実施することが適当と考えられるものは、固有の根拠法に基づく法人とすることを検討する。また、国が関与することで政策上必要な業務の的確な実施を確保しつつ、会社法のガバナンスに基づく経営手法により事業を効率的・機動的に実施させるべきものは、特殊会社とすることを検討する。

独立行政法人改革に関する有識者懇談会の設置について

平成 25 年 2 月 28 日

1. 独立行政法人改革に関する専門的かつ実務的な検討を行うため、内閣府副大臣の下に、「独立行政法人改革に関する有識者懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。
2. 懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
3. 座長は、構成員の中から、互選により選出する。
4. 座長代理は、構成員の中から、座長が指名する。
5. 懇談会において配布された資料は、原則として、公表する。
6. 懇談会の議事概要を公表する。
7. 前各項に定めるもののほか、懇談会の運営に関する事項その他必要なことは、座長が定める。
8. 懇談会の庶務は、内閣官房行政改革推進本部事務局において処理する。

(別紙)

独立行政法人改革に関する有識者懇談会 構成員

有信 陸弘	東京大学監事
稲継 裕昭	早稲田大学政治経済学術院教授
岡本 義朗	新日本有限責任監査法人エグゼクティブディレクター
梶川 融	太陽A S G有限責任監査法人総括代表社員
樫谷 隆夫	公認会計士・税理士
小林 直人	早稲田大学研究戦略センター副所長・教授
田淵 雪子	行政経営コンサルタント
土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
中里 透	上智大学経済学部准教授
永里 善彦	株式会社旭リサーチセンター相談役
林田 晃雄	読売新聞東京本社論説委員
山本 清	東京大学大学院教育学研究科教授

(五十音順)

独立行政法人改革等に関する分科会の開催について

平成25年9月20日
行政改革推進会議決定

1. 趣旨

行政改革推進会議の主要課題である独立行政法人改革等について集中的な議論を行うため、行政改革推進会議の下に、独立行政法人改革等に関する分科会（以下「分科会」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 分科会は、別紙に掲げる者により構成することとする。
- (2) 分科会長代理は、分科会の構成員のうちから分科会長が指名する。
- (3) 分科会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 分科会は、必要に応じ、分科会の構成員のうちから分科会長が指名した者により構成されるワーキンググループを開催することができる。

3. 公表等

- (1) 分科会は、原則として、非公開とする。
- (2) 分科会において配布された資料は、原則として、会議終了後に公表する。
- (3) 分科会の議事概要は、原則として、会議終了後に公表する。
- (4) 分科会長は、上記にかかわらず、分科会において配布された資料及び分科会の議事概要の公表が中立な議論等に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると認められる場合、これを非公表とすることができる。

4. 分科会の庶務は、内閣官房行政改革推進本部事務局において処理する。

5. 以上に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が定める。

独立行政法人改革等に関する分科会構成員

分科会長	櫻谷 隆夫	公認会計士・税理士
分科会長代理	梶川 融	太陽A S G有限責任監査法人総括代表社員
委員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループパートナー&マネージング・ディレクター
	浅見 泰司	東京大学大学院工学系研究科教授
	有信 睦弘	東京大学監事
	梅里 良正	日本大学医学部社会医学系医療管理学分野診療教授
	太田 康広	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
	大塚 陸毅	東日本旅客鉄道株式会社相談役
	岡本 義朗	新日本有限責任監査法人エグゼクティブディレクター ／E Y総合研究所主席研究員
	小幡 純子	上智大学法科大学院教授
	河井 聡	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
	河村 小百合	株式会社日本総合研究所調査部主任研究員
	工藤 裕子	中央大学法学部教授
	小林 栄三	伊藤忠商事株式会社取締役会長
	高木 勇三	公認会計士
	田中 弥生	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
	玉井 克哉	東京大学先端科学技術研究センター教授
	土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
	中里 透	上智大学経済学部准教授
	畠中 誠二郎	中央大学総合政策学部教授
	山本 清	東京大学大学院教育学研究科教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
	渡 文明	J Xホールディングス株式会社相談役

(委員については五十音順)

組織見直しの視点（案）（抄）
（第1回 独立行政法人改革等に関する分科会 配布資料）

組織見直しの視点

- 独立行政法人は行政における企画立案部門と実施部門を分離し、実施部門に法人格を与えることにより業務の効率性と質の向上を図るために創設されたものである。また、独立行政法人の財源の多くは国民からの税金であり、毎年、多額の財政支出がなされている。
- そのため、今般の組織見直しでは、国の政策の実施機関として各々の法人の担う政策実施機能を最大限向上させる（政策目的の向上）とともに、適切なガバナンスの下で、業務の効率性と質を向上させること（行革効果の向上）を目的として進めることが必要である。また、見直しを進める前提としては「民でできることは民で」という原則に則り、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用などを図っていくことが不可欠である。
- この基本認識に立ち、以下の3つの原則をもとに、今般、これまでの改革の集大成を行うものとする。

I 組織の在り方は事務・事業の見直しを踏まえつつゼロベースで検討すること

- ◇民に委ねられる事務・事業については積極的に民間開放、廃止を行う。それに伴い、組織を存続する必要がない法人は廃止・民営化（指定法人化など）を検討する。
- ◇また、組織の在り方を検討するに当たっては、国、地方公共団体など公的主体間での適切な役割分担の観点からも検討する

II 独立行政法人制度の創設の経緯と趣旨を踏まえて行うこと

- ◇独立行政法人制度の創設の趣旨を踏まえ、それぞれの法人が主務大臣から示された目標の下で効果的・効率的に業務運営がなされるよう、あるべき組織形態を検討することが必要である。
- ◇一方、独立行政法人制度は、特殊法人が組織・運営について共通的な準則が存在せず、不効率や無駄の温存など、その運営や在り方に様々な問題が指摘されてきた反省などを踏まえて創設され、組織・運営に関する共通的な準則が制度化されたとの経緯も有している。
- ◇従って、あるべき組織の在り方の検討に当たっては、こうした経緯も踏まえ、旧来の特殊法人にまつわる各種の問題が再発しないよう十分留意することが必要である。

III 統合は数ありきでなく政策目的と行革効果の向上を目的とすること

- ◇類似の業務や互いに密接に関連する業務を実施している複数の法人について、それら

法人を統合することにより政策実施機能の向上や業務の効率性と質の向上が図られる場合には、統合を検討する。その際、府省の縦割りに捕われずに検討することが必要である。また、マネジメントが確実に実行され、ガバナンスが的確に発揮される法人規模という点にも留意することが必要である。

◇独立の組織とするに足るだけの業務量のまとまりがない法人について、他の法人との統合も検討する。

◇なお、法人間における業務実施の連携強化について積極的に検討する必要があるほか、外部委託の活用の実態などを踏まえながら、事務・事業のスリム化、効率化の一層の推進について検討することも必要である。

- これらの検討に当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘（※）なども参考とする。また、今般の改革は、各法人が国民に信頼され、国民のために機能するために行うものであり、また、各法人の職員が誇りを持って職務を遂行し、職員の自発性、創意工夫を通じて経済成長や国民生活の向上に最大限貢献できるようにするためのものである。このため、改革を推進するに当たっては、行政サービスのユーザーたる国民の視線を常に念頭に置くほか、独立行政法人で現在働いている職員の士気の向上や雇用に与える影響にも配慮し必要な対策を講ずる必要がある。

（注）政策評価・独立行政法人評価委員会が独立行政法人通則法第 32 条に基づき毎年度実施している業務実績評価や同法第 35 条及び「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づく勧告の方向性における指摘。

- 独立行政法人改革には今日に至る長い検討経緯があるが、いずれも検討にとどまり、未だ実現に至っていない。今求められているのは「検討」ではなく、「実行」である。そのため、行政改革推進会議における中間的整理を踏まえ、適切なガバナンスの構築、PDCA サイクルが機能する目標・評価の構築、インセンティブが機能するための見直しなど制度面での改革を進めるとともに、組織面での改革を成し遂げた上で、改革後の新たな制度・組織の下で安定的かつ効率的に業務を遂行させることが重要である。

ワーキンググループの開催について

〔平成25年9月26日〕
〔独立行政法人改革等に関する分科会決定〕

1. 趣旨

独立行政法人改革等に関する分科会（以下「分科会」という。）において、独立行政法人改革等に係る特定の事項に関する集中的な議論を行うため、4つのワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催する。

2. 構成

（1）各WGの主な担当は、下記のとおりとする。

（第1WG）研究開発法人、外務省、防衛省所管の独立行政法人

（第2WG）総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省所管の独立行政法人

（第3WG）内閣府、消費者庁、財務省、農林水産省、国土交通省（都市再生機構を除く）、環境省、原子力規制委員会所管の独立行政法人

（第4WG）都市再生機構

（2）各WGの構成員は、別紙に掲げる者により構成することとする。

（3）各WGの座長は、各WGの構成員のうちから分科会長が指名する。

（4）各WGの座長代理は、各WGの構成員のうちから各WGの座長が指名する。

（5）各WGは、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. 公表等

（1）各WGは、原則として、非公開とする。

（2）各WGの配布資料及び議事概要の取扱いについては、分科会に準じることとする。

（3）各WGの座長は、上記にかかわらず、WGにおいて配布された資料及びWGの議事概要の公表が中立な議論等に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると認められる場合、これを非公表とすることができる。

4. 各WGの庶務は、内閣官房行政改革推進本部事務局において処理する。

5. 以上に定めるもののほか、各WGの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

独立行政法人改革等に関する分科会ワーキンググループ構成員

[第1ワーキンググループ]

座長	樫谷 隆夫	公認会計士・税理士
座長代理	岡本 義朗	新日本有限責任監査法人エグゼクティブディレクター ／EY総合研究所首席研究員
委員	有信 睦弘	東京大学監事
	梅里 良正	日本大学医学部社会医学系医療管理学分野診療教授
	畠中 誠二郎	中央大学総合政策学部教授

[第2ワーキンググループ]

座長	梶川 融	太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員
座長代理	小幡 純子	上智大学法科大学院教授
委員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループパートナー&マネー ジング・ディレクター
	河井 聡	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
	工藤 裕子	中央大学法学部教授

[第3ワーキンググループ]

座長	山本 清	東京大学大学院教育学研究科教授
座長代理	土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
委員	河村 小百合	株式会社日本総合研究所調査部主任研究員
	玉井 克哉	東京大学先端科学技術研究センター教授
	中里 透	上智大学経済学部准教授

[第4ワーキンググループ]

座長	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
座長代理	高木 勇三	公認会計士
委員	浅見 泰司	東京大学空間情報科学研究センター教授
	太田 康広	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
	田中 弥生	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授